

2026年3月5日
広島国際空港株式会社

広島県知事による指定地方公共機関への指定について

広島国際空港株式会社は、このたび、広島県知事より災害対策基本法に定める「指定地方公共機関」に指定されましたので、お知らせいたします。

「指定地方公共機関」は、災害対策基本法において、広島県の防災計画の作成および実施に協力する責務を有する機関として、当該機関が担う業務を通じて広島県における防災に寄与することが求められます。

広島空港は、これまでも大規模災害（平成30年7月豪雨等）や航空機事故（平成25年7月アジアナ航空事故等）が発生した場合、災害対策基本法や航空法等に基づき、当該事態に対応する役割を担ってきました。

「指定地方公共機関」への指定により、関係行政機関および防災関係機関とより一層連携し、今後発生が予想される南海トラフ地震などの災害に適切に対応できるように、防災の取り組みを進めてまいります。

■ 告示日

2026年3月5日（木）

【本件に関するお問い合わせ先】

広島国際空港株式会社 安全・保安推進室 TEL：0848-86-8172 （平日 9:00～17:00）